北斗地区

備考：　は数値空中写真（正射画像）の撮影範囲を示す

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第８１号

愛知県東海市富木島町長田23番地の７、従前の住所大分県大分市藤の台６番地16、愛知県豊田市司町２丁目９番地２　レオパレスＴＳＵＫＡＳＡ203号

債務者　安部　彰悟

1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠山　圭一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月31日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１６９号

名古屋市南区道徳通３丁目25番地　丸八ビル１Ｂ号

債務者　宮本　道江

1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細川　俊輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月31日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第９２号

兵庫県尼崎市武庫川町２丁目57番地　ワコーレ武庫川503号

債務者　千代田　誠

1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　徳山　育弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月31日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第２８号

沖縄県中頭郡北中城村字安谷屋2175番地　マンションＴＡＫＡ402号室（金城方）、住民票上の住所沖縄県中頭郡西原町字小那覇282番地の２（２Ｆ）

債務者　川上　忠雄

1　決定年月日時　平成30年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村オリエ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月24日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第１号

茨城県日立市久慈町２丁目５番４号

債務者　佐久間竜太

1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白土　大作
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月11日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成３０年（フ）第３号

茨城県日立市桜川町３丁目７番15―103号

債務者　沼田　　渉

1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　茂木　博男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月11日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成３０年（フ）第４号

茨城県高萩市大字高萩157番地

債務者　湖口　総子

1　決定年月日時　平成30年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白土　大作
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月11日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
水戸地方裁判所日立支部